

令和2年度大阪府私立学校耐震化緊急対策事業費補助金実施要領

1 概要

大阪府教育庁は、私立学校施設の耐震化の現状とその重要性を踏まえ、平成28年度から3か年の集中取組期間をさらに2か年延長したうえで、令和元年度から令和2年度までとし、私立学校施設の耐震化を促進し、生徒等の安全確保への取り組みを支援するため、以下の事業区分に基づき、耐震改修工事及び耐震改築工事を行う学校法人等に対し補助を行う。

2 耐震改修工事

(1) 補助対象者

私立学校を設置する学校法人等とする。ただし、令和2年度末までに耐震改修工事が完了することを要件に、令和元年9月末までに耐震化実施計画書を提出した学校法人等に限る。

(2) 補助対象施設

原則、建築基準法（昭和25年法律第201号）で定める新耐震基準（昭和56年6月1日施行）前の基準により建築された教育施設等（学校法人等が所有し、現に私立学校の用途として使用しているものに限る。）で、構造耐震指標（以下「**Is** 値」、木造の建物は「**Iw** 値」という。）がおおむね0.7（**Iw**値はおおむね1.1）に満たないことが認められるものであって、令和元年9月末までに提出した当該教育施設等に係る耐震化実施計画書によって、その内容が認められるもの。（ただし、令和元年度末までに耐震診断を完了し、かつ、令和2年度末までに改修工事を完了するものに限る。）

なお、改修後の**Is** 値がおおむね0.7（**Iw**値はおおむね1.1）を超えること、又は当該改修工事によってこれと同程度の耐震性能が得られることが認められなければならない。

(3) 補助対象経費

上記(2)の補助対象施設に係る生徒等の安全を確保するために必要な耐震改修事業に要する以下の工事費等とする。

ア 実施設計費

イ 柱、壁、梁等の補強又は増設等に必要な工事費

ウ 庇、窓、天井及び屋上の防水、塔屋の撤去・付替等の耐震性能の向上に資するために行う工事費

エ 上記イ及びウの工事に伴い必要となる内外装、建具、設備、電気等の工事費

オ 上記イ及びウの工事に伴い低下する教室の環境条件を回復するために必要となる照明設備、換気設備、空調設備及び内外装の補修・変更に要する工事費

カ 上記イ及びウの工事に伴い必要となる教室等の変更のための工事費

キ 耐震改修工事の実施に伴い必要となる仮設建物工事費

ク その他、必要と認められる付帯工事費

(4) 補助対象面積

上記(2)の補助対象施設の延べ床面積とし、棟ごとに定める。

(5) 補助単価

補助単価は、次のいずれか少ない額とする。(円未満の端数は切捨て)

ア 体育館以外の教育施設等の場合

(7) Is 値 (Iw 値) を 0.1 引き上げるにつき、平米あたり 7,400 円 (基準単価)

(1) 補助対象経費を補助対象面積で除して得た額 (以下「実績単価」という。) を A で除して B を乗じて得た額

A …… 改修後の Is 値 (Iw 値) と改修前の Is 値 (Iw 値) との差に 10 を乗じて得た値

B …… 0.7 と改修前の Is 値との差に 10 を乗じて得た値

(木造の場合、1.1 と改修前の Iw 値との差に 10 を乗じて得た値)

※ Is 値 0.7 (Iw 値 1.1) までの引き上げを上限とする。

イ 体育館の場合

(7) 平米あたり 19,900 円 (基準単価)

(1) 実績単価

(6) 補助対象経費上限額

補助対象面積に補助単価を乗じて得た額

3 耐震改築工事

(1) 補助対象者

私立学校を設置する学校法人等とする。ただし、令和 2 年度末までに耐震改築工事が完了することを要件に、令和元年 9 月末までに耐震化実施計画書を提出した学校法人等に限る。

(2) 補助対象施設

原則、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) で定める新耐震基準 (昭和 56 年 6 月 1 日施行) 前の基準により建築された教育施設等 (学校法人等が所有し、現に私立学校の用途として使用しているものに限る。) で、構造耐震指標 (以下「Is 値」、木造の建物は「Iw 値」という。) がおおむね 0.7 (Iw 値はおおむね 1.1) に満たないことが認められるものであって、令和元年 9 月末までに提出した当該教育施設等に係る耐震化実施計画書によって、その内容が認められるもの。(ただし、令和元年度末までに耐震診断を完了し、かつ、令和 2 年度末までに改築工事を完了するものに限る。)

(3) 補助対象経費

生徒等の安全を確保するために必要な耐震改築事業に要する以下の工事費等 (上記(2)の補助対象施設の全部又は一部を除却し、引き続いて従前と用途が著しく異なる建物の建築に要する工事費等に限る。) とする。

ア 実施設計費

イ 工事監理費

ウ 補助対象施設の解体撤去費（但し、改築工事と同一年度に実施するものに限る）

エ 建物の躯体工事費（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等）

オ 仕上げ関係工事費（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等）

カ 電気・照明設備、換気設備及び空調設備等の付帯工事費（当該建物に直接関係のない工事、既存建物内部の工事及び同一敷地外の工事は付帯工事に含めない。）

キ 耐震改築工事の実施に伴い必要となる仮設建物工事費

ク その他、必要と認められる工事費

なお、家具又は備品とみなされるもの（机、いす、タンス及びカーテン等）は、建物に固定されていても原則として補助対象経費に含めることができない。

(4) 補助対象面積

上記(2)の補助対象施設の延べ床面積とし、棟ごとに定める。

ただし、改築後の建物において、補助対象にかかる部分の面積が補助対象施設の延べ床面積より小さい場合は、改築後の建物の補助対象にかかる部分の面積とする。

【例】 改築前建物面積 1,000 m²

（うち補助対象面積〔中高〕900 m²、対象外面積〔大学〕100 m²）

改築後建物面積 900 m²

（うち補助対象にかかる部分〔中高〕の面積 800 m²、対象外面積〔大学〕100 m²）

⇒補助対象面積 800 m²

(5) 補助単価

補助単価は、次のいずれか少ない額とする。（円未満の端数は切捨て）

ア 体育館以外の教育施設等の場合

(ア) Is 値 (Iw 値) を 0.1 引き上げるにつき、平米あたり 7,400 円（基準単価）

(イ) 補助対象経費を改築後の建物の延べ床面積（補助対象にかかる部分）で除して得た額

※ Is 値 0.7 (Iw 値 1.1) までの引き上げを上限とする。

イ 体育館の場合

(ア) 平米あたり 19,900 円（基準単価）

(イ) 補助対象経費を改築後の建物の延べ床面積（補助対象にかかる部分）で除して得た額

(6) 補助対象経費上限額

補助対象面積に補助単価を乗じて得た額

(7) 補助対象施設の取壊し

上記(2)の補助対象施設は、すみやかに取り壊すものとする。

4 補助金の額

補助金の額は、事業区分ごとに補助対象経費の6分の1以内とする。（千円未満の端数は切捨て）

5 注意事項

- (1) 耐震改修工事は、契約から完了、代金の支払いまでを同一年度内に終わらせてください。代金の支払いが事業実施の翌年度になった場合など、契約から代金の支払いが複数年度にまたがる場合は、補助対象外となります。
- (3) 補助金の申請にあたっては、入札又は3者以上の業者による見積り合わせ等により契約先及び契約金額を決定することとし、入札の内容が分かる書類又は3者以上の業者の見積書の提出が必要となります。
- (4) 耐震改修工事又は耐震改築工事にかかる補助金の申請にあたっては、当該建物に耐震性がないことを明確に証明できる書類の提出が必要となります。
- (5) 専門課程と高等課程、幼稚園と保育所など補助対象外施設と共用している建物の工事費等は、各施設の面積等の按分により算出してください。
- (6) 耐震改築工事は、原則、今年度中に補助対象施設の取壊しを完了してください。